

2023年6月12日  
丸紅新電力株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

## 1. 対象地域

- 災害救助法が適用された市町村

【茨城県】取手市

【埼玉県】草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町

- 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【茨城県】龍ヶ崎市、守谷市、つくばみらい市、北相馬郡利根町

【埼玉県】さいたま市、川口市、春日部市、八潮市、三郷市、吉川市

【千葉県】野田市、柏市、我孫子市

【東京都】足立区

## 2. 特別措置の内容

- (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の1ヵ月延長

2023年5月分（6月2日以降に支払期を迎えるものに限る）、6月分、7月分および8月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、料金算定日をそれぞれ1ヵ月間延長します。

※お申し込みいただいた時点ですでに料金算定を実施している場合は、遡っての適用はいたしません。

- (2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を6ヵ月間に限り、申し受けません。

※被災日以降、電気のご使用を確認した月以降は接続送電サービス料金等の免除の対象外とさせていただきます。

- (3) 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容

で新たに申し込まれた場合で、2023年12月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

(4) 臨時工事費の免除

再建等のため、臨時接続送電サービスの利用を申し込まれた場合で、2023年12月末日までにお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時的に使用不能となった場合、2023年12月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を申し受けません。

※使用不能となった設備が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(6) 計量器等の取付工事費の免除

災害により引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、2023年12月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。